

【事例 5】相続時精算課税を適用する場合（贈与者 2 人）

私（埼玉太郎）は、祖父（埼玉一男）から非上場株式である〇× 株式会社の株式を 1,000 株、祖母（埼玉花子）から預金 2,000 万円の贈与を受けました。令和 7 年 1 月 1 日において、祖母は 60 歳以上、孫である私は 18 歳以上ですので、祖母からの贈与について、相続時精算課税^(注1)を選択して申告します。

なお、私は祖父から、令和6年以前にも贈与を受け、相続時精算課税を選択し、特別控除額を2,500万円適用して申告しています。

また、私は、贈与を受けた株式について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予^(注2)は適用しません。

(注) 1 制度の概要については、37ページを参照してください。

2) 非上場株式等についての贈与税の納稅猶予の概要については、国税庁ホームページをご覧ください。

川口 税務署長 令和 07 年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額) (の計算明細書) 修正 F D 4 7 5 1

8年2月5日提出

提出用 受付印	税務署 整理番号	名簿
明治 [1]	補完	事案
大正 [2]	申告書提出年月日	短期 確認
昭和 [3]	災害等延長年月日	財産 確認
平成 [4]	出生年月日	定期 修正
令和 [5]	死亡年月日	修正 枚数
住 所 川口市〇〇△丁目×番×号	職業 会社員	
フリガナ サイタマ タロウ		
氏 名 埼玉 太郎		
個人番号	個人番号の記載に当たっては、たまに空欄とし、ここから記入してください。	
又は 法人番号	△△△△×××××	
生年月日 4 0 7 0 6 1 3	取種類	細目
	利用区分・銘柄等	財産名取扱した年月日
私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。 贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 取種類 細目 利用区分・銘柄等 財産名取扱した年月日		
【合計欄】 (単位:円)		
暦年課税分 ((3)の控除後の課税価格)		
I	暦年課税分の課税価格の合計額 (①)+(②)-(③))	④
	暦年課税に係る基礎控除額	⑤
	⑤の控除後の課税価格 (④)-(⑤))	⑥
	⑥に対する税額 贈与税の運算表を使用して計算します。	⑦
	外国税額の控除額	⑧
	医療法人持分税額控除額	⑨
	差引税額 (⑦-(⑧)-(⑨))	⑩
II	相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特例贈与者ごとの第二表の金額の合計額)	⑪
	相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の金額の合計額)	⑫
(この申告が修正申告である場合の異動の内容等)		
III 合計		
	課税価格の合計額 (①+②+⑪)	⑬
	差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑩+(⑫))	⑭
	農地等納税猶予税額	⑮
	株式等納税猶予税額	⑯
	特例株式等納税猶予税額	⑰
	医療法人持分納税猶予税額	⑱
	事業用資産納税猶予税額	⑲
	申告期限までに納付すべき税額 (⑬-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲)	⑳
IV	差引税額の合計額 (納付すべき税額)	㉑
	納税猶予税額の合計額	㉒
	吉での申告期限までに納付すべき税額	㉓
	差引税額の合計額(納付すべき税額) (増加額)(⑬-㉑)	㉔
	申告期限までに納付すべき税額 (増加額)(㉓-㉔)	㉕
税務署整理欄(記入しないでください) 務務的修正期限 年 月 日		
作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号		
税理士法書面提出 通信日付印		
30条 33条の2		
確認		

相続時精算課税に係る基礎控除額の計算方法

<②> 特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額

申告書第二表 1枚目の⑯) (申告書第二表 2枚目の⑯)
2,700,000 2,700,000 2,700,000

「中生書第二東一故日の⁽²⁰⁾ 相公(榜工)用)からこの贈与財産に係る其の控除額」

表1 枚目の②：祖父（埼玉）

(申告書第二表1枚目の⑯)

22,500,000円

(2) 特定贈与者との贈与税の課税仕様の合計額

表2 枚目の㉘：祖母（埼玉）

(申告書第二表2枚目の(25))

22,500,000円

※ 計算した金額に、1円未満の端数がある場合には、特定贈与者ごとの相続時精算課税に係る基礎控除額の合計額が10万円に満たない場合は、この端数を調整します。

- 申告書第二表は、特定贈与者（1ページ参照）ごとに作成するため、本事例では、申告書第二表を2枚使用します。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

特定贈与者との⑯の金額の合計額を⑰に記載します。⑯の相続時精算課税に係る基礎控除額の計算方法については、2ページを参照してください。

申告書第二表：2枚目							
相続時精算課税分 （令和6年分以降用）	左の特定贈与者から取得した財産の明細	種類	細目	利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日		
		所在場所等			財産の価額		
		現金、預貯金等	現金、預貯金等	普通預金	数量	単価	固定資産税評価額
		○○銀行△△支店			円	円	倍数
		令和〇〇年〇〇月〇〇日					
					円	円	倍数
		令和〇〇年〇〇月〇〇日					
					円	円	倍数
		令和〇〇年〇〇月〇〇日					
					円	円	倍数
財産の価額の合計額（課税価格）			26	2000000000			
基礎的特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額（注1）			27	2250000000			
相続時精算課税に係る基礎控除額（110万円×㉖÷㉗）（注2）			28	97777777			
㉙の控除後の課税価格（㉖-㉗）			29	19022223			
特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）			30	0		
	特別控除額の残額（2,500万円-㉚）			31	2500000000		
	特別控除額（㉙の金額と㉚の金額のいずれか低い金額）			32	19022223		
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円-㉚-㉙）			33	59777777		
	㉙の控除後の課税価格（㉖-㉙）【1,000円未満切り捨て】			34	000		
税額の計算	㉛に対する税額（㉔×20%）			35	00		
	外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します）			36			
	差引税額（㉕-㉖）			37	0		

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

祖母からの贈与については、初めて相続時精算課税を選択しますので、申告書に、相続時精算課税選択届出書及び添付書類を添付して提出する必要があります。詳しくは20、21ページを参照してください。